

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

レクリエーション費用

Q : 会社では、社員の士気を高めるため、レクリエーションや慰安旅行を計画しています。これらの費用を会社で負担した場合、給与課税される場合がありますか？

A : 社会通念上、一般的に行なわれていると認められるものであれば、課税されません。

【解説】

所得税法では、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益を得た場合は、原則として、これらの価額に対して課税することとしており、経済的利益には、①物品の無償又は低価による供与、②土地・家屋等の無償又は低価による貸与、③金銭の無利息又は低利による貸付け、④用益の無償又は低価による提供等による利益が含まれることとされています。

したがって、会社が社員や役員にこうした経済的利益を供与した場合には、給与として課税されることとなります。

ただし、会社が社会通念上一般的に行なわれていると認められる会食や旅行、演芸会、運動会等の行事に要する費用を負担することにより社員等が受ける経済的利益については、その額が多額でない限り、課税しなくてよいこととされています。

この場合には、次の点に注意してください。

- ① 参加に代えて、金銭を支給する場合は、課税となる。
- ② 特定の社員又は役員だけを対象とする場合は、課税となる。
- ③ 旅行については、4泊5日以内で全社員の50%以上参加であれば、原則課税されない。

